

盛岡城跡公園芝生広場における公募設置管理制度（Park-PFI）を活用した事業の概要について

盛岡城跡公園は、日本の都市公園100選のひとつで、市民の憩いや安らぎの場として、あるいは、お花見の時期には、たくさんの観光客にも楽しんでいただいております。大規模なイベントにも活用されています。しかし、多目的広場にある公衆トイレは老朽化し、利用者からも改善を求める声があり、早急な建替えが必要となっておりますが、史跡に該当することから、同じ場所での改築が困難な状況にあります。

こうした中、平成29年に都市公園法が改正され、公園施設を適切に整備・更新し、公園利用者の利便性の向上を図るため新たに公募設置管理制度（Park-PFI）が創設されたことから、この制度を活用し、芝生広場の再整備や植栽の整理、多目的広場にある老朽化した公衆トイレを芝生広場に移転整備すると共に、公園利用者の利便性向上に繋がる収益施設を整備し、新たな賑わいの創出等を図ることを目的とした事業を進めているものです。

公募は平成30年11月から開始し、応募のあった1者が平成31年3月の事業審査で選定されました。（公募に係る資料は、市のホームページに掲載しておりますので、御参照願います）

なお、芝生広場の具体的な活用方法や施設の整備計画については、今後、市民や有識者等による懇話会等で、市民の御意見を伺う予定としており、盛岡城跡公園としての価値が向上し、賑わいやまちづくりに繋がる計画となるよう、事業者と協議して進めることとしています。

【選定された応募内容】

- ・事業名：盛岡城跡公園芝生広場整備事業
- ・事業者名：申込代表者 株式会社ミナ
 構成員 藤森照信東京大学名誉教授（建築設計）
 構成員 東北住建株式会社（建築工事）
- ・会社概要：アパレルの企画、製造、卸、小売
- ・事業目的：（応募書類から転記）

核家族化が進む現代社会において過去から受け継がれるべき豊かな生活習慣や文化を次世代に自然と理解、継承されることはこれからの日本にとって有意義なことである。

その事を事業運営の中で物、事、サービス、コミュニケーションを通し、自然な人の交流を生んで生きたい。同時に地域と近隣、また、海外を含めた異文化の交流の場としても、この場を生かしたい。

その事により、作り手と使い手、社会がより良い未来へ向かって豊かで喜びのある暮らしを日々重ねて行けることを事業理念とし、運営する。

- ・事業内容：カフェ、ショップ（服飾、地場産品等）、ギャラリー（地域の文化を世界へ発信）
- ・雇用形態：一般社員のほか、60歳以上の高齢者スタッフ、障害者スタッフ、1日1時間～3時間程度の軽作業のヘルプスタッフを想定

都市公園の公募設置管理制度<Park-PFI>について

公募設置管理制度(Park-PFI)

平成 29 年の都市公園法改正により制度化されたものであり、これまでの経済成長、人口増加等を背景とした、緑とオープンスペースの量の整備の推進に代わり、これからは、

- ①ストック効果をより高める（今ある公園の資源の活用）
- ②民間との連携を加速する（ビジネスチャンスの拡大による公園の質の向上）
- ③都市公園等を一層柔軟に使いこなし（公園の個性を引き出す工夫で、公園はもっと地域に必要とされる財産に）

といった視点で新たなステージでの都市公園の再生、活性化を推進することが可能となったものである。

○都市公園法の主な改正

公募設置管理制度（Park-PFI）の創設とこれに伴う法定協議会の設置、保育所等の社会福祉施設の占有物件への追加等

○公募設置管理制度(Park-PFI)の特徴

- ・都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する。
- ・民間事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元すること等を条件に、飲食店、売店等の公園施設（**公募対象公園施設**）と園路、広場等の公園施設（**特定公園施設**）の整備を一体的に行うことで、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される。

【特例措置】1) 設置管理許可期間の特例（10年⇒20年）

公募設置等計画の認定の有効期間は 20 年

2) 建蔽率の特例（2%⇒12%）

通常、飲食店、売店等の便益施設の建蔽率は 2%だが、休養施設、運動施設等と同様に、10%の建蔽率上乘せ

担当：都市整備部公園みどり課 佐藤 博

電話 019-651-4111（内 7266）